前年中に収入がなかった方、非課税所得のみだった方

申告書表面上部の太枠内（住所、氏名等の欄）と「1収入がなかった方の記入欄」の該当する項目に必要事項を記入してください。
扶養している配偶者・扶養親族がいる場合は「2所得から差し引かれる金額に関する事項」の「配偶者控除」・「扶養親族」欄も記入してください。

2 所得から差し引かれる金額に関する事項

「社会保険料控除」 ※証明書の添付または提示が必要です。
前年中に支払った社会保険料などを記入してください。
＊（国民）健康保険税（料）・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料など

「小規模企業共済等掛金控除」 ※証明書の添付または提示が必要です。
前年中に支払った小規模企業共済掛金や心身障害者扶養共済の掛金などを記入してください。

「生命保険料控除」 ※証明書の添付または提示が必要です。ただし旧契約が一契約9,000円以下の場合は不要です。
前年中に支払った一般の生命保険料、個人年金保険料および介護医療保険料の額を記入してください。
①新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等）に基づく場合の一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料
②旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合の一般生命保険料、個人年金保険料

「地震保険料控除」 ※証明書の添付または提示が必要です。
前年中に支払った地震保険料、旧長期損害保険料（平成18年12月31日までに契約したもの）を記入してください。

「医療費控除」
あなたや生計を一にする親族のために、前年中（1～12月）支払った医療費の合計額および保険金などで補填される金額を記入してください。
また、**令和3年度より医療費控除の明細書の作成および添付が必要になりました。**
（領収書の添付および提示は不要ですが、ご自宅等で5年間保管してください。ただし、医療費通知に係るものの保管は不要です。）

【明細書の作成例】

◆医療費控除（従来の医療費控除）の場合

1. 医療費通知に関する事項

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
○○,○○○円	㋐ ○○,○○○円	㋑ ○,○○○円

医療費通知（医療費のお知らせなど）の原本を添付する場合、金額の記入を省略することが可能です。

2. 医療費通知以外の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
上尾　一郎	○○病院	☑診療・治療 ☐医薬品購入 ☐介護保険サービス ☐その他の医療費	○○,○○○円	
上尾　花子	××クリニック	☑診療・治療 ☐医薬品購入 ☐介護保険サービス ☐その他の医療費	○,○○○円	○○○円
2の合計			㋒ ○○,○○○円	㋓ ○,○○○円

「医療を受けた方」ごと・「病院等」ごとにまとめて、領収書に記載のある金額、補填される金額を記入してください。

「セルフメディケーション税制による医療費の特例」
健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている方が、その年中に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために12,000円を超える対象医薬品を購入した場合には、「セルフメディケーション税制」を受けることができます。対象医薬品は厚生労働省ホームページをご確認ください。
※医療費控除との併用はできません。

本人に関する事項

該当する場合は、☑をしてください。　※前年の12月31日現在の状況で判断してください。

「寡婦・ひとり親控除」
次の条件に該当する場合は寡婦・ひとり親控除が適用されますので☑をつけてください。

要件は以下のとおりです。
ひとり親：合計所得金額が500万円以下の現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる方
寡　婦：「ひとり親」に当たらず所得500万円以下の方で、次のいずれかに該当する方
①夫と死別した後婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方
②夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方

※「子」は、他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっている方を除きます。
※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方）がいる場合には、対象外です。

「勤労学生控除」
学生で昨年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつ勤労によらない所得が10万円以下の方は学校名を記入してください。学生証の提示または写しの添付が必要です。

「障害者控除」
お持ちの障害者手帳などの種類に☑をつけ、等級を記入してください。手帳の提示または写しの添付が必要です。

（次ページへ続く）

申告書（表面）の書き方

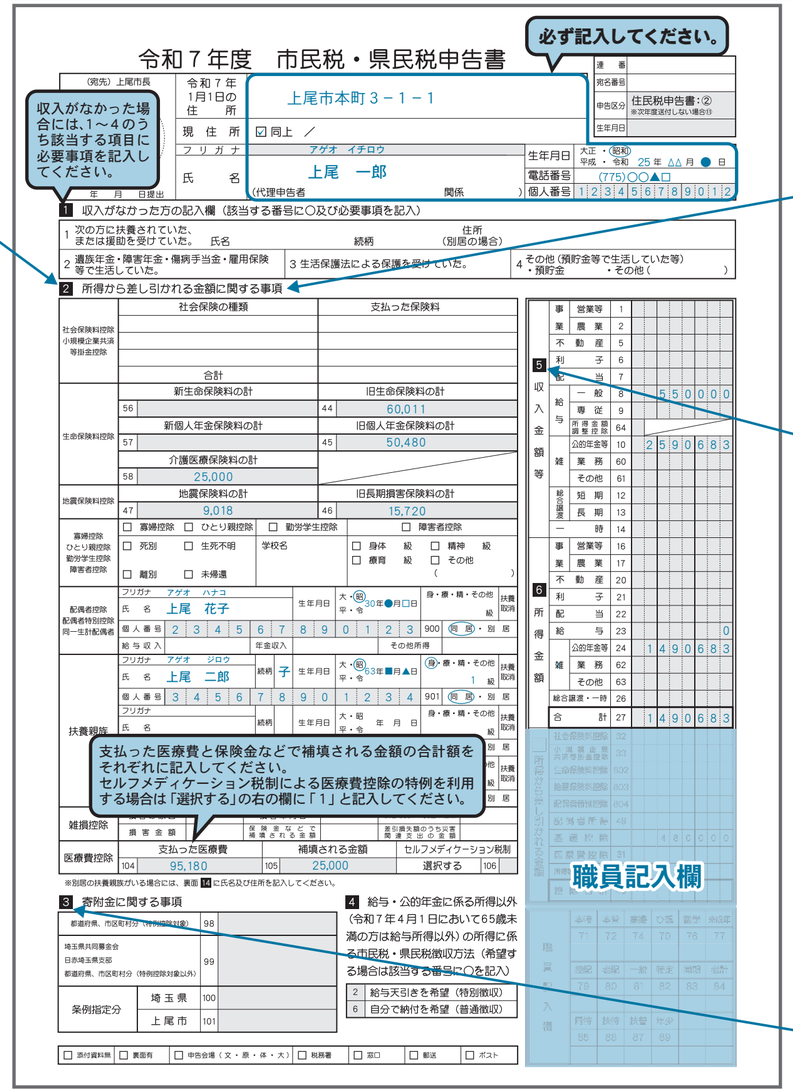

記入箇所がわからない場合は、氏名等を記入し収入や控除がわかる資料を添付するのみで問題ありません。

2 所得から差し引かれる金額に関する事項（続き）

配偶者・扶養親族に関する事項

※前年の12月31日現在の状況で判断してください。
対象者が前年中に死亡している場合は死亡日の状況で判断してください。

「配偶者控除」「配偶者特別控除」「同一生計配偶者」
あなたと生計を一にし、扶養している配偶者の氏名や生年月日、住所などを記入してください。
控除が適用となるかは、納税義務者と配偶者それぞれの合計所得金額に応じて異なります。右表を参考にしてください。

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額	
	1,000万円以下	1,000万円超
48万円以下	配偶者控除が適用	適用なし
48万円超～133万円以下	配偶者特別控除が適用	
133万円超		

「扶養親族」
あなたと生計を一にし、扶養している親族で、昨年中の合計所得金額が48万円以下（給与収入のみなら103万円以下）の方がいる場合は、氏名や生年月日、住所などを記入してください。（他の方の扶養親族になっている方、事業専従者を除く）

あなたの扶養親族（配偶者を含む）で障害を持った方がいる場合、お持ちの障害者手帳などの種類に○をし、等級を記入してください。手帳の提示または写しの添付が必要です。

5 収入金額等

給与
給与の源泉徴収票の支払金額（複数ある場合は合計額）を収入金額欄に記入してください。
給与所得の速算表をもとに所得を計算し所得金額欄に記入してください。
※源泉徴収票の交付を受けられない場合は、裏面3と月ごとの支払額も記入してください。

公的年金等
公的年金等の源泉徴収票の支払金額（複数ある場合は合計額）を収入金額欄に記入してください。
公的年金等の雑所得の速算表をもとに所得を計算し所得欄に記入してください。
※個人年金の場合は「雑その他」と「雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入してください。
※遺族年金、障害年金は記入せず1の2に○をしてください。

給与所得の速算表

給与収入（A）	給与所得
～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	（A）－ 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	（A）÷ 4（1,000円未満切捨）×2.4＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円	（A）÷ 4（1,000円未満切捨）×2.8－ 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	（A）÷ 4（1,000円未満切捨）×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	{（A）×0.9}－ 1,100,000円
8,500,000円～	（A）－ 1,950,000円

公的年金等の雑所得の速算表

年齢	公的年金等収入（A）	公的年金等の雑所得
65歳未満（昭和35年1月2日以降に生まれた方）	～1,299,999円	（A）－ 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	（A）×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	（A）×0.85－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	（A）×0.95－1,455,000円
	10,000,000円～	（A）－1,955,000円
65歳以上（昭和35年1月1日以前に生まれた方）	～3,299,999円	（A）－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	（A）×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	（A）×0.85－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	（A）×0.95－1,455,000円
	10,000,000円～	（A）－1,955,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合については、上尾市ホームページをご覧ください。

16 所得金額調整控除に関する事項（申告書裏面）

以下の①または②に当てはまる場合は、控除額を計算し、給与所得から差し引いてください。

種類	控除額
①給与収入850万円超で次に該当する場合 （ア）本人が特別障害者　（イ）23歳未満の扶養親族がいる （ウ）同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者 ※申告書裏面16に記入してください。	（給与収入－850万円）×10% ※控除上限15万円
②給与所得と公的年金等の雑所得がある	給与所得（最大10万円）＋公的年金等の雑所得（最大10万円）－10万円

3 寄附金に関する事項

寄附先の種類ごとに寄附金額（複数ある場合は合計金額）を記入してください。受領証などの添付または提示が必要です。
※申告特例制度を利用した方も、申告書を提出する場合は受領証などの添付または提示が必要です。
※寄附金控除対象指定団体については、上尾市ホームページなどで確認してください。